

いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する
関係府省対策会議（局長級）（第5回）
議事録

（開催要領）

- 1 日 時 令和4年3月31日（木）12:00～12:38
- 2 場 所 W e b 会議システムを利用

（議事次第）

- 1 開会
- 2 「アダルトビデオ」出演強要問題緊急対策パッケージ（案）について
- 3 閉会

（配布資料）

- 1 「アダルトビデオ」出演強要問題緊急対策パッケージ（概要）（案）
- 2 「アダルトビデオ」出演強要問題緊急対策パッケージ（案）

（参考資料）

- 参考1 いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議の設置について
- 参考2 成年年齢引下げに伴う性暴力被害の予防に関する周知について（依頼）（内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長令和4年3月18日付事務連絡）
- 参考3 成年年齢引下げに伴う性暴力被害の予防に関する周知について（依頼）（文部科学省令和4年3月28日付事務連絡）
- 参考4 成人年齢の引下げに係るいわゆるアダルトビデオ出演強要問題に関する対応の強化について（内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長令和4年3月14日付事務連絡）
- 参考5 成人年齢の引下げに係るいわゆるアダルトビデオ出演強要問題に関する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとの連携強化について（依頼）（内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長令和4年3月24日付事務連絡）
- 参考6 成人年齢の引下げに係るいわゆるアダルトビデオ出演強要問題に関する法テラスとの連携強化について（案）（内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長令和4年3月30日付事務連絡）
- 参考7 民法改正に伴う成年年齢引下げについて（2022年3月23日AV人権倫理機構通達）

○林男女共同参画局長 それでは、ただいまから「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議（局長級）」を開催いたします。

本日はお忙しいところ、御出席いただきありがとうございます。

私は司会を務めさせていただきます、内閣府男女共同参画局長の林です。

それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。まず、私から「アダルトビデオ出演強要問題緊急対策パッケージ」の案について御説明いたします。お手元の資料2をご覧ください。

まず、アダルトビデオ出演強要問題は、被害者の心身に深い傷を残しかねない重大な人権侵害である。令和4年4月1日から施行される成年年齢引下げに伴って、本人の意に反してAV出演を強要されることが増えるような事態は何としても回避しなければならないとの認識を示した上で、2つの柱のうち1つ目の柱は「若年層に向けた教育・広報・啓発等の強化」ということで、これまでもSNS広告などによる周知を行ってきているところですが、3段落目の辺りですが、さらに、本年4月、明日から「若年層の性暴力被害予防月間」が始まります。この中で、SNS、トレインチャンネル等を活用し、AV出演強要をはじめとする成年年齢引下げに係る若年層の性暴力被害の予防について、集中的に広報・啓発を行うこととしております。

さらに、これらに加え、AV出演強要に関する手口につきまして情報収集を行い、注意喚起を図ることとしております。また、学校教育の現場などで性被害の予防や対処に関する教育を含め、教育・啓発を進めることとしております。

次のページをご覧ください。2つ目の柱「被害者保護に係る各種法制度の運用強化等」となっております。被害者保護に係る各種法制度を徹底活用し、しっかりと適用するということで、各種法制度の運用を強化することとしております。また、ワンストップ支援センターや警察、法テラス、人権擁護機関等、関係のところに周知し、対応を強化することとしております。具体的には、例えば民法、消費者契約法、刑法、労働者派遣法、職業安定法、労働基準法などをこのように例示しておるところでございます。

3ページ目、「AV人権倫理機構の自主規制」でございます。AV人権倫理機構からは既に通知が出ておまして、例えば「AVへの出演年齢を20歳以上とすることを強く推奨する」などの通知を出しているところでございます。このような自主規制が行われている中で、ルールを逸脱するような行為があった場合の対応について、AV人権倫理機構を交えて調整・整理する。また、ルールを逸脱する業者が極めて悪質な業者であり、危険性が高いことを周知していくとしておるところでございます。

この案につきまして、御意見はございますでしょうか。

異議なしとお見受けいたしますので、これにて「アダルトビデオ出演強要問題緊急対策パッケージ」の決定といたします。

本日は、AV人権倫理機構の代表理事、志田陽子様にお越しいただいておりますので、一言御挨拶いただきます。志田様、よろしくお願いたします。

○志田代表理事 AV人権倫理機構代表理事の志田陽子と申します。よろしくお願ひいたします。

本日は、1分間でお話をさせていただく機会をいただきました。大変ありがとうございます。

早速ですけれども、私どもAV人権倫理機構は、AV事業者のコンプライアンス維持に必要な業務を第三者機関として提供してまいりました。今回の成人年齢引下げに伴い、当機構では、先ほどお話があったとおり、民法改正後もAV出演は二十歳に達してから、また、意思確認をこれまで以上に厳格に行うことを事業者に通達しています。

したがって、この事業者については、成年年齢の引下げに合わせて未成年者取消権を維持することなどの施策についても実施されたとしても、現在の自主規制ルールと変わるところはありません。むしろ、海賊版配信者や個人など、業界自主規制が及ばない領域のほうに問題がたくさんあるのですが、ここへの対策については、当機構としても異存はありません。

ただ、その際、対策はあくまでも実際の被害を対象としてほしく思います。AV業界全般を被害の温床と見て、自主規制を守っている事業者にまで事業が立ち行かなくなるようなルールを課すことは避けていただきたいのです。それを行えば、困窮した事業者が適正事業者の枠から脱落して、問題を起すグループのほうに転落してしまうおそれがあるからです。この点への御配慮をどうかお願いしたいと思います。

必要な資料、また、情報提供や連携などはいつでもいたしますので、どうぞいつでも御連絡をいただきたいと思います。

以上です。

○林男女共同参画局長 ありがとうございます。

それでは、プレスが入りますので、少々お待ちください。

(報道関係者 入室)

○林男女共同参画局長 最後に、野田大臣より御発言をいただきます。大臣、よろしくお願ひいたします。

○野田内閣府特命担当大臣 アダルトビデオ出演強要問題は、被害者の心身に深い傷を残す重大な人権侵害です。この問題に対する立法措置について、現在、各党の皆様の間での御議論の動きもあると承知しています。その内容、御議論の状況をよく見守りたいと思いますが、まずは行政府としてできることを最大限全てやるという観点から、本日、パッケージを決定いたしました。

これまで、未成年者取消権によって守られていた18歳、19歳の方は、明日から未成年者取消権によっては守られなくなります。本人の意に反してアダルトビデオ出演を強要されることが増えるような事態は、何としても回避しなければなりません。

岸田総理から、政府を挙げて全力でこの問題に対応するよう指示がありました。各所の局長においては、それぞれの持ち場において全方位で強力に取り組んでください。政府を挙げてアダルトビデオ出演強要問題に取り組んでいる。この問題を決して見逃さない、許さない。ぜひ、身の周りにいる18歳、19歳の方々にも、被害から身を守ること、泣き寝入りをしてしないことの重要性をお伝えいただきたいと思います。

私からは以上です。よろしくをお願いします。

○林男女共同参画局長 ありがとうございました。

以上をもちまして、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議（局長級）（第5回）」を終了いたします。ありがとうございました。

（以上）